

# 神河町第7期障害福祉計画 神河町第3期障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



夏休み こども手話教室に参加された  
子どもたちによる「手話ダンス」披露

令和6年3月

神河町



# 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の策定体制 .....	3
5. 計画の対象 .....	4
第2章 前計画期間の実績 .....	5
1. 成果目標 .....	5
2. 障害福祉サービス等の実績 .....	6
第3章 計画の基本的考え方 .....	10
1. 基本理念 .....	10
2. 基本方針 .....	10
第4章 成果目標とサービス見込量 .....	15
1. 成果目標 .....	15
2. 障害福祉サービス等の見込量 .....	20
第5章 計画の推進と評価 .....	39
1. 計画の推進体制 .....	39
2. 計画の進行管理と評価 .....	39
3. 計画の情報発信 .....	40
資料編 .....	41
1. 神河町第7期障害福祉計画策定委員会名簿 .....	43
2. 神河町障害福祉サービス等利用事業所一覧 .....	44



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

平成18年に施行された障害者自立支援法により、市町村は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」）を定めるものとされました。また、平成28年には児童福祉法の一部が改正され、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成29年度に第1期計画を策定し、その後3年ごとに障がいのある方のニーズや障害福祉サービスの整備状況に応じて新たな計画を策定し、令和3年3月には「神河町第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきました。

この間、国においては、令和3年度に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正があり、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要とされました。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を構築するため「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

令和4年12月には「障害者総合支援法」が、児童福祉法等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、地域生活の支援体制の充実や障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上を推進するための見直しが図られました。

このように国の障害者施策に係る制度改正が続くなか、本町においては、現計画の期間が令和5年度で終了することから、引き続き障害者、障害児のニーズに応じた障害福祉サービス等を計画的かつ円滑に提供するために「神河町第7期障害福祉計画」及び「神河町第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

児童福祉法の改正によって新たに義務付けられた「市町村障害児福祉計画」を含めた次の2つの計画を一体的に策定することとします。

### 「神河町第7期障害福祉計画」

“障害者総合支援法”第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

### 「神河町第3期障害児福祉計画」

“児童福祉法”第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

## (2) 町の計画における位置づけ

この計画は、町の障害者施策の基本的な方向を定めた「神河町障害者計画」と密接に連携した計画であるとともに、町政運営の基本的な指針である「第2次神河町長期総合計画」の分野別計画として位置づけられます。

また、他の関連する分野別計画や国、県の関連する計画との整合性を保つものとしします。

## 3. 計画の期間

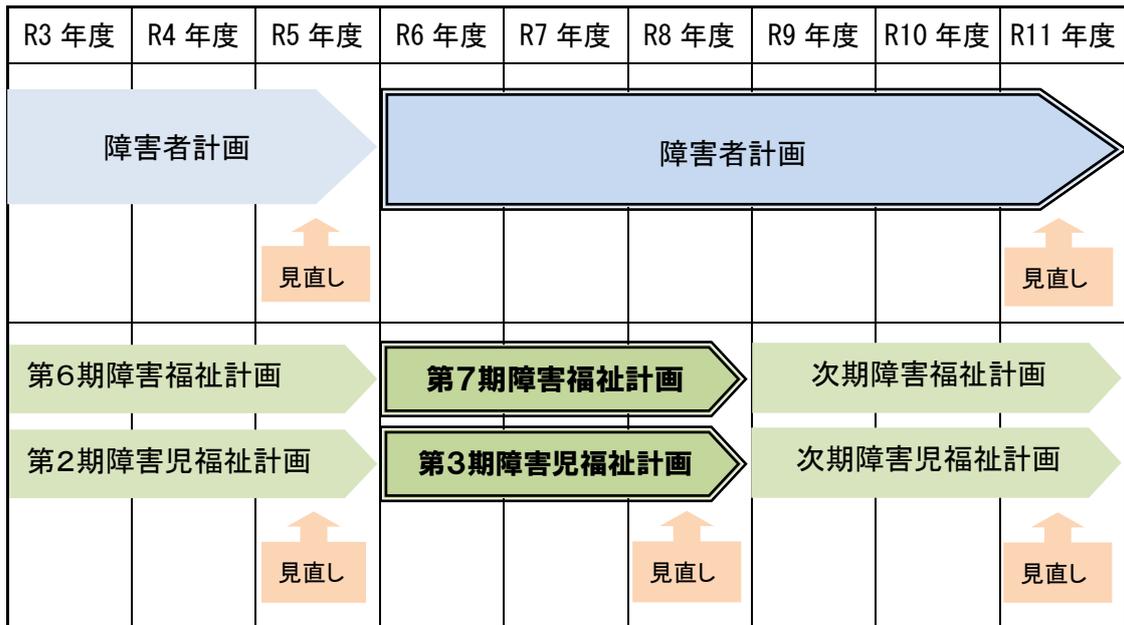
本計画の計画期間は、「神河町第7期障害福祉計画」「神河町第3期障害児福祉計画」ともに前計画と同様に3年間の計画期間とします。

なお、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに関しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。



「ハートマークプラス」

心臓や内部疾患など内部障害  
がある人を示します



#### 4. 計画の策定体制

##### (1) 障がい者（児）実態調査の実施

計画の策定に当たり、障がいのある方の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に現住所のある障がいのある方及び施設入所者を対象にアンケート調査を実施しました。

##### ① 調査対象

本町在住及び施設入所者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

##### ② 調査方法及び調査時期

調査方法は郵送による配布、回収。

調査時期は令和5年11月20日から12月5日まで。

##### ③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
662 件	344 件	52.0%

## (2) 神河町障害者計画及び神河町第7期障害福祉計画策定委員会での審議

本計画の策定に当たり、学識経験者、福祉施設関係者、障害者の代表、介護者の代表、行政関係者からなる「神河町障害者計画及び神河町第7期障害福祉計画策定委員会」において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

## 5. 計画の対象

この計画における「障がい者」「障がいのある方」とは、手帳保持の有無に関わらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第二条第一項）を計画の対象とします。

## 第2章 前計画期間の実績

### 1. 成果目標

#### (1) 施設入所者の地域生活移行

施設入所者の地域生活移行については、令和5年度末の施設入所者の目標値29人に対して実績は36人、令和元年度以降の地域生活移行数は、目標値2人に対して実績値は0人、施設利用減少者数は、目標値2人に対して実績値は0となっています。

	令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
施設入所者数	29人	36人

	令和元年度～令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
地域生活移行数	2人	0人
施設利用減少者数	2人	0人

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度末の一般就労移行者数の目標値1人に対して実績値は1人、就労移行支援事業の利用者数の増加については、目標値2人に対して実績値は1人、就労継続支援A型事業の利用者数は目標値8人に対して実績値は11人。就労継続支援B型事業の利用者数は、目標値30人に対して実績値は35人となっています。

	令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	1人
就労移行支援事業の利用者数の増加	2人	1人
就労継続支援A型事業の利用者数の増加	8人	11人
就労継続支援B型事業の利用者数の増加	30人	35人
一般就労移行者のうち就労定着支援事業所の利用者数	1人	1人
就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0人	0人

## 2. 障害福祉サービス等の実績

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの実績値は、見込値とほぼ同程度となっています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
居宅介護	時間/月	73	67	78	102	83	105
	人/月	7	7	8	7	9	7
重度訪問介護	時間/月	0	10	0	0	0	0
	人/月	0	1	0	0	0	0
同行援護	時間/月	5	5	5	7	5	8
	人/月	2	1	2	2	2	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

### (2) 日中活動系サービス

生活介護と就労継続支援（A型）の実績値は、見込値を上回っています。

就労移行支援、就労継続支援（B型）と短期入所は、見込値をやや下回りました。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
生活介護	人日/月	966	1,099	985	1,081	1,005	1,033
	人/月	48	56	49	55	50	52
自立訓練（機能訓練）	人日/月	1	0	1	25	1	45
	人/月	1	0	1	2	1	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	2	2	2	2	2	2
	人/月	1	2	1	2	1	2
就労移行支援	人日/月	20	38	20	3	20	20
	人/月	1	2	1	1	1	2
就労継続支援（A型）	人日/月	134	175	142	174	151	181
	人/月	6	9	7	9	8	10
就労継続支援（B型）	人日/月	568	483	638	524	638	576
	人/月	29	26	33	29	33	32
就労定着支援	人/月	1	1	1	2	1	1
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
短期入所	人日/月	44	73	48	68	52	57
	人/月	8	6	9	6	10	5

### (3) 居住系サービス

共同生活援助は見込値とほぼ同じ、施設入所支援は、見込値をやや上回っています。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	10	10	10	10	10	9
施設入所支援	人日/月	33	35	33	36	33	36

※令和5年度共同生活援助実績見込み9人にうち、障害支援区分4以上の重度障害者は2人。

### (4) 相談支援

計画相談支援の実績値は、見込値をやや上回りました。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
計画相談支援	人/月	26	30	28	30	30	33
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

### (5) 障害児通所支援等

放課後等デイサービスは、見込値を大きく上回り、令和5年度は延べ日数が約2倍になる見込みです。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
児童発達支援	人日/月	14	16	14	10	14	7
	人/月	5	7	5	5	5	5
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	137	167	155	235	155	303
	人/月	24	26	24	32	24	37
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	7	0	8
	人/月	0	0	0	1	0	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	7	3	6	3	6
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	設置の有無	有	未設置	有	未設置	有	未設置
教育と福祉の協議の場の設置	設置の有無	有	未設置	有	未設置	有	未設置
障がい児の相談窓口の設置	設置の有無	有	設置	有	設置	有	設置

## (6) 地域生活支援事業の実績

成年後見制度法人後見支援事業を除いて、その他の事業はすべて「有」となっています。  
日常生活用具給付事業では、排泄管理支援用具の利用は、見込値をやや下回っています。  
移動支援事業は、見込値を大きく下回っています。

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未定	無	未定	無	未定	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	12	25	12	21	12	27
手話通訳者設置事業	人	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	未定	10	未定	8	未定	23

### 【日常生活用具給付事業】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
①介護訓練支援用具	件/年	2	0	2	0	2	0
②自立生活支援用具	件/年	3	0	3	0	3	0
③在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	0	1	2
④情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	2	0	2	1
⑤排泄管理支援用具	件/年	260	216	260	200	260	210
⑥住宅改修費	件/年	1	0	1	0	1	1

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
移動支援事業	人/年	9	7	9	9	9	9
	時間/年	225	166	225	67	225	82
地域活動支援センター事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0

■任意事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	0	1	1
日中一時支援事業	人/年	18	11	18	13	18	13
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有



「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、  
妊娠初期の方など外見では分かりにくく  
周囲に配慮が必要としていることを知らせる  
マークです。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1. 基本理念

誰もが差別されることなく安心して生活を送ることのできる社会を基本とし、さらに住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すために、本町において以下の基本理念を掲げます。

## 地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいのある方もない方も、だれもがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる共生社会が求められています。

こうした社会をつくるためには、障がいのある方に対してその障がいの種類や程度に応じた適切な対応ができるよう、すべての町民にノーマライゼーションの考え方の一層の浸透を図るとともに、障がいのある方がその方に最も合った支援を受けながら自立して自分らしく生きていけるよう地域で支えていくことが大切です。神河町は、「地域で支え、ともに暮らせるまちかみかわ」という基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、すべての障がいのある方が地域で安心して生活できるよう総合的な支援を推進します。

### 2. 基本方針

基本理念の「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」の実現に向けて、次の8つの基本目標のもと、施策に取り組んでいきます。

#### (1) 地域福祉力の向上と人材の育成、確保、定着

障がいのある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会を実現していくには、地域住民が障がいのある人と共に活動するなどのふれあいのなかで、お互いに努力し理解していくことが重要です。そして、障がいのある人が地域で暮らしていくためには、支えてくれる人材や仕組みが必要です。

町内に、就労継続支援事業所が2か所開設されました。また、神崎総合病院北館イベントホールにて、困りごとや悩みを抱えておられる方々が気軽に集まれる「集いの場事業」に取り組んでおり、将来的には就労継続支援事業所との連携を図り、障がい者の就労の場としての活用も検討しています。障がい者の居場所や拠点づくり、見守り活動や防災活動、交流活動などの

地域の取り組みの中から支援の担い手の育成と地域で支え合う仕組みづくりを検討します。

また、サービス事業所における業務の効率化や職場環境の整備を支援し、福祉人材の確保・定着を図ります。

## (2) 相談支援体制の充実

障がいのある人の自己決定を尊重して、身近な地域で必要な情報や相談支援を受けることのできる体制を充実し、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた個別支援を行うことが重要です。

障がいのある人からの相談における様々な課題は、ひとつの機関だけで解決できないものも多いため、相談窓口相互の連携やサービス提供事業者などとの連携を図っていく必要があります。また、専門的な相談を求める声や、いまだ相談先が分からないといった声に対応し、発達障害や高次脳機能障害、精神障害等の専門的な相談支援を充実するとともに、障がいのある方が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談に必要な支援につなぐ仕組みづくりやペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制確保も必要になっています。

神崎郡3町広域で設置している神崎郡自立支援協議会において、行政と関係機関とのネットワークを強化し、障がいのある方一人ひとりの思いに寄り添った相談支援体制の構築に取り組みます。また、①相談支援、②体験の機会・場の確保、③緊急時の受入れ対応、④専門性の確保、⑤地域の体制づくりの5つの機能のうち、①と③は、神河町社会福祉協議会に基幹相談支援センターと緊急時の受入れ対応について事業を委託し、体制整備が完了しています。今後も残りの機能整備について模索を続け、体制強化に向け取り組んでいきます。

## (3) 地域生活への移行、継続の支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、グループホームの更なる整備や、民間賃貸住宅への入居支援など、多様な住まいの確保を推進していく必要があります。また、地域移行を希望する施設入所・入院中の障がいのある人への地域移行支援とともに、家族と住む住居やグループホームから地域へ移行した場合でも、安心して地域で生活できるよう地域定着支援を行うための環境を整備していく必要があります。その中で相談支援事業所と連携し、緊急時の対応が懸念される対象者の支援体制の強化も図ります。

令和元年度、2年度において町内では、新たに民間活力により、グループホーム・短期入所機能を備えた「ふれんど」就労継続支援A型・B型事業所「かみかわ倶楽部」、さらに神河町社会福祉協議会により就労継続支援B型事業所「ゆめ花館」の機能を受け継ぎ、新たに生活介護を行う多機能型事業所「ひと花」が開設されました。町としても障がいのある方が安心して住みやすく、また障がいのある方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見

据え、地域生活支援の拠点機能を進めていかなければならない現状にあります。障害福祉サービスをはじめとした様々な社会資源を活用した、地域でともに支える仕組みづくりを、神崎郡自立支援協議会等を通じて関係機関と連携して取り組みます。

#### (4) 就労支援体制の充実

障がいのある方が地域で自立した生活をしていくために就労することは大変重要です。就労は単に自立生活の手段を得るにとどまらず、日中、規則的に働くことが生活のリズムをつくることにつながるとともに社会参加や生きがいなど障がいのある方の生活の質の向上に大変重要なものとなります。

また、障がいのある方の就労については、職業研修、就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援等、就職後のフォローからさらには生活全般への支援が必要です。そのため、個々の意思や能力に応じて一般就労や福祉的就労をはじめとする多様な働く場を選択できるよう、企業、学校、サービス提供事業所、関係機関・団体などとの連携、協力による相談支援体制の整備を図ります。

#### (5) 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもにとって、早期からの専門的な支援を受けることは、その子の持つ能力を最大限に伸ばすために不可欠なものです。そのため医療、保健、福祉、教育など様々な機関が連携し、子どもと親を支えていくことが重要です。

母子保健事業において子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から気軽に相談できる関係を構築し、要支援児の早期発見、早期支援で、一人ひとりの子どもにあわせたその子らしい「育ち」を支えることが大切です。

そして、障がいのある児童に対し、生涯にわたって安全安心な生活ができることを目指し、行政が保護者と共にサポートファイルを作成し、学校をはじめとする関係機関が連携して、幼児期から学校卒業、そして就労につなぐまで一貫して切れ目ない支援を行います。

また、近年ひきこもりの長期化や高齢化が問題となっていますが、きっかけの一つに不登校が挙げられます。その際に、社会と適切につながっていないとひきこもりの長期化の引き金となってしまいます。障がいの有無に関わらず、当事者や家族が何らかの支援を望む場合には、医療を含む様々な支援手段や社会資源の活用を含めて、社会とのつながる仕組みが必要です。関係機関と連携して検討していきます。

## (6) 親なき後の支援体制の充実

障がいのある人の高齢化や重度化に伴い、親なき後の不安を解消する取り組みが必要となっています。親なき後も地域で安心して暮らしていけるよう、サポートを受け安全で安心して暮らせるグループホームなどの住まいの確保とともに、日中活動の場をはじめとした障害福祉サービスの充実が重要です。また、65歳に到達した障がいのある人は、介護保険による保険給付が適用されることから、高齢福祉サービスとの連携や、介護保険サービス事業者に対す理解を深めていただくことが重要です。

グループホームなどの住まいの確保や、支援家族に対するレスパイトケアの充実、将来を見据えた早期からの自立支援の促進など、障がいのある人や介護者の高齢化にも対応できる支援体制の構築に向けて、神崎郡自立支援協議会等を通じて関係機関と連携して取り組みます。また、平成30年に創設された「共生型サービス」について、町内の介護保険サービス事業者等に働きかけ、身近な町内に「利用したい時に、利用できる」サービスの充実に努めます。

## (7) 権利擁護の推進

障害者権利条約に基づく障害者福祉の基本理念である「障がいのある人の意思決定及び意思決定「支援」をしっかりと進め、障がいのある人の固有の尊厳を尊重していくことが、障がいのある人もない人も、だれもがともに尊重し合い、支え合いながらいきいきと暮らすことができる共生社会の実現につながります。そして、周囲や支援者の勝手な思い込みではなく、様々な人が関わり、仕草や顔色の変化などを見守り、意思決定が難しいとされる方々の意思にできる限り近づけていくといった取り組みを進めていくことが重要です。

障害者虐待防止センターを設置し、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、養護者への支援をしていきます。また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。さらに、地域見守り支え合いネットワーク会議において、地域全体での見守り体制の中で、権利擁護の支援が必要な人を地域において発見し、支援へつなげる体制づくりに取り組みます。

## (8) 安全・安心なまちづくりの推進

障がいのある人が生活するにあたり、障がいを理由に住む地域や居住形態を強制されることがあってはなりません。必要な支援を受けつつ、住みたい場所・住居で暮らすことができる環境を作っていくことが必要です。また、防犯・防災といった日常生活を支える仕組みを充実させ、障がいのある人にとって安全かつ安心なまちづくりを進めていくことが重要です。

障がいのある方を含め、すべての住民が利用しやすいよう「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置などのバリアフリーの施設整備を促進

します。

また、障害者手帳所持者などが、住み慣れた自宅で安心して自立した生活を送ることができるようバリアフリー化改造等に要する経費の一部を助成する「人生いきいき住宅助成事業」などを引き続き実施します。また、災害時要配慮者支援ネットワーク会議において、避難行動要支援者名簿の整備及び当事者参加型避難訓練を通じ、日頃の備えと災害発生時の対応のあり方を検討し、災害時における要配慮者の支援体制の構築に向けて取り組みます。

また、障害者が必要な情報を入手し、自由にコミュニケーションが図れるよう、障害特性に応じた多様な情報提供と意思疎通支援のための人材養成を図ります。

# 第4章 成果目標とサービス見込量

## 1. 成果目標

本計画では、障がいのある方の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和8年度を目標年度として設定しています。

### (1) 施設入所者の地域生活移行

国の指針	<p>①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。</p>
------	--

#### ■成果目標

項目	数値	設定の考え方
基準値（施設入所者数）	36人	令和4年度末時点の施設入所者数（継続入所者（1111）を減じた数）
目標年度入所者数	35人	令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数（継続入所者（1111）を減じた数）
目標値 （地域生活移行者数）	1人	基準値のうち、令和8年度（2026年度）末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	2.80%	
目標値 （削減見込数）	2人	令和5年度から令和8年度（2026年度）まで（4年間）の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	5.60%	

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケア

国の指針	<p>①令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>②令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。</p> <p>③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。</p>
------	--

### (3) 地域生活支援の充実

国の指針	<p>①令和 8 年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和 8 年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------	---

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<p>①令和 8 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を見て取組を進めることを基本とする。</p>
------	--

■成果目標

項目	数値	設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	1人	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	令和3年度実績の1.29倍以上
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	1人	令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	25%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
就労支援体制の構築【新規】		自立支援協議会（しごと部会）と連携して、就労支援体制の構築を進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

<p>国の指針</p>	<p>①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
-------------	---

■成果目標

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	未定	検討中。
保育所等訪問支援の実施	1	R4年度に実施。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	未定	検討中。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	未定	検討中。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	未定	検討中。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。
------	---

■成果目標

項目	数値	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	1	基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会相談支援部会等を活用しながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
協議会の体制確保【新規】	1	神河町自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うよう取組みます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針	令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
------	--

■成果目標

項目	数値	設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	1	郡自立支援協議会を通じた各種情報交換や県実施の研修等への参加。

## 2. 障害福祉サービス等の見込量

### 1) 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

##### 《サービスの内容》

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・掃除などの家事援助を行います。

##### 《サービス利用対象者像》

障害支援区分1以上で、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の支援が必要な方。

#### (2) 重度訪問介護

##### 《サービスの内容》

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

##### 《サービス利用対象者像》

障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている、重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある方若しくは精神障がいのある方で、居宅における食事、排せつ等の介護、家事、並びに移動中の介護等、総合的に介護が必要な方。

#### (3) 同行援護

##### 《サービスの内容》

居宅で生活されている視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護などの外出支援を行います。

##### 《サービス利用対象者像》

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な方。

#### (4) 行動援護

##### 《サービスの内容》

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

障害支援区分が区分3以上で、行動上著しい困難を有する知的障がいのある方又は精神障がいのある方等であって、危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護、排せつ、食事の介護等、行動に伴う支援が必要な方。

## (5) 重度障害者等包括支援

### 《サービスの内容》

寝たきりの状態にあるなど介護の必要性がとて高い方に、重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。

### 《サービス利用対象者像》

障害支援区分6で常時介護を要する障がいのある方等であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある身体、知的、精神障がいのある方で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助のサービスを包括的に必要とする方。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	108	111	114
	人/月	7	8	8
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	9	9	10
	人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

### 《今後の方向性》

介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入を促し、必要なサービス量の確保に努めます。  
障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を促します。

## 2) 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 《サービスの内容》

常時介護を必要とする方に、日中、食事・入浴・排せつなどの身体介護の提供、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供やその他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。

①障害支援区分3以上。(施設へ入所する場合は区分4以上)

②年齢が50歳以上の場合、障害支援区分が区分2以上。(施設へ入所する場合は区分3以上)

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,053	1,074	1,095
	人/月	53	54	55

### 《今後の方向性》

町内及び圏域内事業所に多機能型事業所への拡大を促し、できるだけ身近な場所でサービスが利用できるように検討します。

## (2) 自立訓練（機能訓練）

### 《サービスの内容》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

地域で生活するため、身体機能・生活能力の維持、向上等、一定の支援が必要な身体障がいのある方。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	25	0	0
	人/月	2	0	0

### 《今後の方向性》

適切なサービス利用に結び付けられるよう、サービス提供事業所、医療機関、相談支援事業所等との連携を図ります。

## (3) 自立訓練（生活訓練）

### 《サービスの内容》

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

地域で生活するため生活能力の維持・向上等、一定の支援が必要な知的障がいのある方・精神障がいのある方。

##### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	2	2	0
	人/月	2	2	0

#### 《今後の方向性》

適切なサービス利用に結び付けられるよう、サービス提供事業所、医療機関、相談支援事業所等との連携を図ります。

### （４）就労移行支援

#### 《サービスの内容》

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

#### 《サービス利用対象者像》

- ①一般就労を希望する方で、単独では就労困難なため就労支援が必要な65歳未満の方。
- ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方。

##### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	20	20	0
	人/月	2	2	0

#### 《今後の方向性》

圏域内に施設を整備することが望ましいため、圏域内への整備を調整します。

圏域外に通所され、交通費が高額になるために、職業訓練助成金の見直しを予定しています。

### （５）就労継続支援A型（雇用型）

#### 《サービスの内容》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づき、就労することが可能な65歳未満の下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の方で、

- ①就労移行支援を利用した後、または特別支援学校を卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方。
- ②就労経験があり、現に雇用関係がない方等。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日/月	188	196	204
	人/月	11	12	13

### 《今後の方向性》

ハローワーク、職業自立センター等との連携強化を図り、サービス利用につなげます。  
事業所が参入されるよう検討し、必要に応じ支援していきます。

## （6）就労継続支援B型（非雇用型）

### 《サービスの内容》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

- ①就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方。
- ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方。
- ③50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日/月	634	697	767
	人/月	35	39	43

### 《今後の方向性》

障がいのある方が自分にあった事業所を選択できるよう事業所の拡大、定員増、多機能化を促します。

## （7）就労定着支援

### 《サービスの内容》

一般就労した障がいのある方が、職場に定着できるよう支援する事業で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	1	2	2

#### 《今後の方向性》

開設された就労定着支援事業所に神河町を実施対象地域とする指定を受けてもらうように促します。サービスの対象者への制度の周知をするとともに、事業所の開設に関する情報収集をしていきます。

※今後新設される「就労選択支援」については、環境が整った直近の策定委員会にて計画に反映する予定です。

## (8) 療養介護

#### 《サービスの内容》

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

病院等への長期の入院による医療的ケアを要する方で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	7	7	7

#### 《今後の方向性》

対象者は事前に把握できるため必要な方へ事業所等の情報を提供し、継続して支援を行います。

## (9) 短期入所（ショートステイ）

#### 《サービスの内容》

居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他必要な日常生活の支援を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

障害支援区分1以上で、介護する方が病気などにより一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障がいのある方。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人日/月	62	67	72
	人/月	6	7	8

#### 《今後の方向性》

短期入所は、事業所が少ないので選択肢は限られていますが、介護者の利用希望が多く、緊急時の対応や介護する方が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、必要と思われる量の確保に努めていきます。

共生型サービスが創設され、今後、新規参入が容易となる介護保険事業所に参入を呼びかけ、利用したいときに利用できるよう事業所の確保に努めます。

### 3) 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

##### 《サービスの内容》

施設やグループホームでの生活から一人暮らしへ移行された障害のある方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0

#### 《今後の方向性》

町内及び圏域内の事業所に、神河町を実施対象地域とする指定を受けていただくように促します。

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）

##### 《サービスの内容》

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

##### 《サービス利用対象者像》

身体障がいのある方（65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある方に限る）、知的障がいのある方及び精神障がいのある方。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	9	10	10

#### 《今後の方向性》

町内への施設整備が促進されるよう調査に努め、必要に応じ支援していきます。

### (3) 施設入所支援

#### 《サービスの内容》

施設入所する方に、夜間や休日における食事・入浴・排せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の支援を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

- ①生活介護を利用されている方で、障害支援区分4以上の方。(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ②自立訓練又は就労移行支援利用されている方のうち、地域の社会資源の状況等により、通所が困難な方。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人日/月	36	36	35

#### 《今後の方向性》

新たな入所希望者のニーズ・環境の確認に努めます。

在宅生活が可能の方の地域移行に向けた取り組みを相談支援事業所と連携して進めます。

介護保険施設へのスムーズな移行ができるよう、関係機関と連携します。

## 4) 相談支援

### (1) 計画相談支援

#### 《サービスの内容》

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある方の自立した生活を支え、障がいのある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

#### 《サービス利用対象者像》

障害福祉サービスを申請した障がいのある方又は障がいのある児童。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	36	40	44

#### 《今後の方向性》

1事業所に1人の相談支援専門員を配置してもらえよう促すとともに、自立支援協議会相談支援部会においてケース検討、情報交換等を通じて相談支援体制の充実を図ります。

## (2) 地域移行支援

#### 《サービスの内容》

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

#### 《サービス利用対象者像》

障害者支援施設等に入所している障がいのある方又は、精神科病院に入院している精神障がいのある方（1年以上の入院者が原則）等で、退所・退院して地域で生活するにあたり支援が必要な方。

### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	0	0	0

#### 《今後の方向性》

適切なサービス利用ができるよう相談支援事業所、医療機関、入所施設等との連携を図ります。

## (3) 地域定着支援

#### 《サービスの内容》

入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

#### 《サービス利用対象者像》

居宅において単身で生活する障がいのある方、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がいのある方で、常時の連絡体制の確保が必要な方。

■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0

《今後の方向性》

適切なサービス利用ができるよう相談支援事業所、医療機関、入所施設等との連携を図ります。



「手話マーク」

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は、「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

## 5) 障害児通所支援等

### (1) 児童発達支援

#### 《サービスの内容》

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### 《サービス利用対象者像》

障がいのある未就学児。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	5	5	5

#### 《今後の方向性》

子育て世代包括支援センターや母子保健の活動、ケアステーションかんざきが実施している保育所等巡回訪問を活用し、障がいのある未就学の児童や保護者の受容が困難な児童に対して支援体制を検討します。

### (2) 医療型児童発達支援

#### 《サービスの内容》

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

障がいのある未就学児。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

#### 《今後の方向性》

子育て世代包括支援センターや母子保健活動、ケアステーションかんざきが実施している保育所等巡回訪問を活用し、障がいのある未就学の児童や保護者の受容が困難な児童に対して支援体制を検討します。

### (3) 放課後等デイサービス

#### 《サービスの内容》

就学児に、授業終了後または学校の休業日に、社会との交流促進、生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。

#### 《サービス利用対象者像》

障がいのある 18 歳までの就学児（幼稚園及び大学を除く。）

##### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
放課後等デイサービス	人日/月	391	406	422
	人/月	48	50	52

#### 《今後の方向性》

町内にある 2 つのサービス事業所や学童保育、学校等との連携を図り、利用しやすい事業となるように支援します。

### (4) 保育所等訪問支援

#### 《サービスの内容》

保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

#### 《サービス利用対象者像》

保育所等を利用する障がいのある児童

##### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所等訪問支援	人日/月	4	4	4
	人/月	1	1	1

#### 《今後の方向性》

集団生活での適応が難しい児童や保護者の就労などで通所が困難な児童に対して、利用できる体制を維持していきます。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

### 《サービスの内容》

重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

### 《サービス利用対象者像》

障がいのある未就学児。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

### 《今後の方向性》

ニーズに応じて対応できるよう、サービス提供できる体制づくりに努めます。

## (6) 障害児相談支援

### 《サービスの内容》

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### 《サービス利用対象者像》

障害児通所支援を申請した障がいのある児童で町が障害児支援利用計画案の提出を求めた方。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	8	9	10

### 《今後の方向性》

相談支援事業所と連携しながら、計画的にサービス等利用計画の作成を進めます。

## (7) その他の支援体制

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	設置の有無	検討中	設置	設置
教育と福祉の協議の場の設置	設置の有無	未定	未定	設置
障がい児の相談窓口の設置	設置の有無	設置	設置	設置

### 3 地域生活支援事業の見込量

#### 1) 必須事業

##### (1) 理解促進研修・啓発事業

###### 《サービスの内容》

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

###### ■事業量の見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

###### 《今後の方向性》

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、今後も、教室、研修会などを開催していきます。

##### (2) 自発的活動支援事業

###### 《サービスの内容》

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援します。

###### ■事業量の見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

###### 《今後の方向性》

障がい者当事者団体や家族会、ボランティア団体等に対し、地域住民が地域において自発的に行う活動を支援します。

### (3) 相談支援事業

#### 《サービスの内容》

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

#### ■事業量の見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

#### 《今後の方向性》

障害者相談支援事業は、困りごとや心配ごと、福祉サービスなど様々なことを身近な場所で相談ができるよう健康福祉課と、より専門的なことも相談できる圏域内の事業所に委託して実施します。

基幹相談支援センターについて、神崎郡自立支援協議会等で検討し、神崎郡3町で調整します。  
住宅入居等支援事業については委託実施します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

#### 《サービスの内容》

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立費用や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、成年後見制度の利用の支援を行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援 事業	人/年	1	1	1

#### 《今後の方向性》

今後利用者が見込まれることから、神崎郡成年後見・法福連携推進協議会において、普及啓発や相談体制の強化を図るとともに、権利擁護支援の体制の構築に向けて検討します。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

### 《サービスの内容》

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未定	未定	未定

### 《今後の方向性》

法人後見の実施にむけて、社会福祉協議会等と連携しながら検討します。

## (6) 意思疎通支援事業

### 《サービスの内容》

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	25	25	25
手話通訳者設置事業	人	未定	未定	未定

### 《今後の方向性》

登録及び設置通訳者の人材確保と資質の向上のため、養成講座や研修会へ積極的に参加するよう努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

### 《サービスの内容》

日常会話程度の手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成研修を実施します。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	23	23	23

### 《今後の方向性》

養成研修への参加者が少数と見込まれるため広域での開催等を検討します。

## (8) 日常生活用具給付等事業

### 《サービスの内容》

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護訓練支援用具	件/年	0	0	0
②自立生活支援用具	件/年	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件/年	210	210	210
⑥住宅改修費	件/年	1	1	1

### 《今後の方向性》

必要に応じて給付を受けることができるよう、手帳交付時など機会を捉え、サービス内容の周知に努めます。

## (9) 移動支援事業

### 《サービスの内容》

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出のための支援を行います。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	9	9	9
	時間/年	105	105	105

### 《今後の方向性》

必要なときに利用できるよう、事業所の拡大・人材確保の支援を検討します。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

### 《サービスの内容》

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

#### ■事業量の見込み（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	未定	未定	未定
	人/年	未定	未定	未定

### 《今後の方向性》

地域活動支援センターのもつ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機能を他の事業所で運営できないか検討します。

## 2) 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

#### 《サービスの内容》

地域における身体障がいのある方の生活を支援するために、訪問による居宅においての入浴サービスを提供します。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

### 《今後の方向性》

サービスが提供できる体制維持に努めます。

## (2) 日中一時支援事業

### 《サービスの内容》

障がいのある方等の家庭の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障がいのある方等の日中における活動の場を確保します。

#### ■事業量の見込み

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	13	13	13

### 《今後の方向性》

地域生活支援拠点事業のひとつとして事業所を整備することが望ましいため、今ある事業所の拡大・定員増を促します。

## (3) 社会参加促進事業

### 《サービスの内容》

スポーツ・文化・芸術活動の開催を行うことにより、障がいのある方の社会参加の促進のために必要な支援事業を行います。

#### ■事業量の見込み

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクレーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有

### 《今後の方向性》

今後ともより多くの方がスポーツに参加できるよう関係団体の支援をします。

ケーブルテレビ文字放送、町広報誌等を利用し、サービスの周知に努めます。

# 第5章 計画の推進と評価

## 1. 計画の推進体制

### (1) 庁内関係部門との連携

本計画で見込んでいる障害福祉サービス等を確保、提供し、障がいのある方の地域生活への移行や一般就労を進めるためには、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など関連分野との連携が不可欠であるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、健康福祉課が中心となり、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

### (2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、国や県の機関、また、障がいのある方や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、ハローワークや特別支援学校等と連携するとともに、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

### (3) 近隣市町との連携

障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点の整備等については、近隣市町による広域的な連携が不可欠であることから、各市町の担当者会議の開催など、連携を密にして計画を推進します。

### (4) 国・県等との連携

この計画の推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

## 2. 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画、実施後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル<sup>※</sup>」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。

このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて障害福祉計画策定委員会において進行管理を行っていきます。

※ 計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のサイクル

## ■PDCAサイクル



### 3. 計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障がい者支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、この計画について住民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページ、告知放送などの媒体などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

# 資料編



# 1. 神河町第7期障害福祉計画策定委員会名簿

任期（令和5年10月24日～令和6年3月31日）

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	備 考
識見を有する者	神河町民生委員児童委員協議会会長	高崎 彌生	
	中播磨健康福祉事務所福祉室長兼企画課長	渡邊 優子	
	姫路公共職業安定所 職業相談部長	佐山 勝一	
	神河町障がい者基幹相談支援センター	難波 義博	
福祉施設関係者	中播福祉会香翠寮施設長	内井 一也	
	ケアステーションかんざき 所長	西本 寛	
	相談支援事業所 れいめい 管理者	野村 浩之	
障害者の代表	神河町身体障害者福祉会会長	西田 勝義	
介護者の代表	神河町手をつなぐ育成会	一宮 由紀美	
社会福祉協議会	神河町社会福祉協議会会長	秋山 紀史	
町職員	神河町副町長	前田 義人	
	神河町地域包括支援センター管理者	木村 弘美	
	神河町教育課長	児島 浩司	

区 分	職 名	氏 名	備 考
事務局（健康福祉課）	課 長	藤原 栄太	
	参 事	宮崎 広恵	
	社会福祉士	高津佐 智香子	
	課長補佐	藤原 美江	
	課長補佐	槇 良裕	

## 2. 神河町障害福祉サービス等利用事業所一覧

令和6年1月26日現在

No	事業所名所	所在地	訪問系サービス				日中活動系サービス							居住系サービス		相談支援			地域生活支援事業		障害児サービス							
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害等包括支援	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	療養介護	短期入所	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児相談支援
1	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	神河町	●		●																●							
2	神河町社会福祉協議会多機能型事業所ひと花	神河町					●					●																
3	ケアステーションかんざき	神河町															●					●	●	●				
4	つなぐ	神河町					●										●					●	●	●				
5	かみかわ倶楽部	神河町										●	●															
6	グループホーム・ショートステイふれんど	神河町												●	●													
7	のどか	神河町					●														●		●					
町内合計			1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	2	0	0	1	2	1	0	3	0	2
7	いちかわ園	市川町					●					●									●							
8	ゆうかり作業所	市川町										●																
9	ヴィレッジによん	市川町													●													
10	アミューズ24	市川町	●	●		●															●							
11	ヘルパーステーション歩歩市川	市川町	●	●																								
12	きっと	市川町										●																
13	ろっこうの木	市川町										●																
14	もっと	市川町																						●				
15	ゆうわ・あいき	市川町																				●	●	●				
16	相談支援事業所れいめい	福崎町															●					●	●	●	●			
17	高岡の里福祉会 もちの木園	福崎町					●								●	●	●				●							
18	高岡の里福祉会 たかはしサポートセンター	福崎町					●					●																
19	高岡の里福祉会 グループホームとも ゆず	福崎町													●													
20	sora	福崎町													●													
21	峰の会作業所	福崎町										●																
22	リトリートフィールド	福崎町										●																
23	ひだまり	福崎町										●																
24	姫路北病院 さざんくろす おりおん	福崎町								●							●	●	●									
25	作業所はりまっ子 福崎店	福崎町										●	●															
26	愛ケア・サービス	福崎町	●	●																								
27	愛の里訪問介護事業所	福崎町	●	●																	●							
28	ヘルパーステーションジョイケア	福崎町	●	●																								
29	陽なたぼっこ	福崎町	●	●																								
30	ここん	福崎町																						●				
31	ここな	福崎町																						●	●			
32	共生型デイサービス ケアLabo	福崎町																				●		●				
33	放課後等デイサービス Andante	福崎町																						●				
34	中播福祉会 香翠寮	姫路市					●								●	●	●	●			●						●	
35	サポートセンターれいめい	姫路市	●	●	●																							
36	菜の花	姫路市					●					●																
37	ショートステイ香照苑	姫路市												●														
圏域内合計			7	7	1	1	0	5	0	0	1	0	2	9	0	4	2	2	8	2	2	2	4	3	0	7	1	2
1	いちかわ園ゆめさき分園	姫路市										●									●							
2	ゆめさきの家	姫路市					●								●													
3	夢前リハビリセンター	姫路市					●								●													
4	ゆめさき舎	姫路市					●																					
5	姫路聖マリア病院	姫路市											●	●					●									

神河町第7期障害福祉計画  
神河町第3期障害児福祉計画  
令和6年3月

---

発行：兵庫県神河町 健康福祉課

〒679-2414

兵庫県神崎郡神河町栗賀町 630 番地

TEL：0790-32-2421

FAX：0790-31-2800

---